

(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

提出用

この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、「平成___年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額（一面の5の㉑の金額）のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額（以下「必要経費不算入損失額」といいます。）を計算する場合に使用します。

二面

1 調整出資金額超過損失額

Table with 2 columns: Description (調整出資金額超過損失額 (一面の5の㉑)) and Amount (円). Row 1: ①

2 必要経費不算入損失額の計算

Table for calculation of necessary expenses not included in loss. Rows include: 事業所得の損失額 (一面の3の㉓), うち事業所得(営業等)の損失額(一面の3の①), うち事業所得(農業)の損失額(一面の3の②), (③+④), 不動産所得の損失額 (一面の3の④), 山林所得の損失額 (一面の3の⑤), 事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計 (②+⑥+⑦).

Main calculation table with columns for category (事業所得, 農業, 所得), description, formula, and amount. Includes rows for 事業所得(営業等)に係る必要経費不算入損失額, 組合事業に係る青色申告決算書(一般用)の㉔(収支内訳書(一般用)の㉒)の金額, 事業所得(農業)に係る必要経費不算入損失額, 組合事業に係る青色申告決算書(農業所得用)の㉕(収支内訳書(農業所得用)の㉑)の金額, 不動産所得に係る必要経費不算入損失額, 組合事業に係る青色申告決算書(不動産所得用)の㉖(収支内訳書(不動産所得用)の㉓)の金額, 山林所得に係る必要経費不算入損失額, 組合事業に係る山林所得収支内訳書の㉗(山林所得収支内訳書(課税事業者用)の㉑)の金額.

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署（所得税担当）におたずねください。

(新設)